

## 7 インフルエンザウイルス (H5N1) 検査

### ※ポイント※

インフルエンザウイルス (H5N1) 感染の診断のための検査は、検体からの直接のPCR法による病原体遺伝子の検出によって行う。

島根県保健環境科学研究所において、H5遺伝子の検査を実施する。

なお、H5遺伝子陽性の場合、確認検査のため検体を国立感染症研究所へ送付し、H5N1遺伝子の検査を行い最終確定する。

※保健環境科学研究所におけるH5遺伝子検査は、検体搬入からおよそ12時間以内に結果が判明する。

### (1) 咽頭拭い液の採取 (医療機関)

1) 滅菌スピッツ等の密封可能な容器に生理食塩水を約 1 ml 入れておく。

検体は、一人の患者に対して、2本採取する。

(保健環境科学研究所用と国立感染症研究所用)

2) 滅菌綿棒で咽頭全体を十分に拭う。

※ 患者が動いたりすることで怪我をさせる場合があるので、綿棒の持ち方に注意する。

※ 咽頭全体をぐりぐりと擦過し、綿棒の先端を一度は口蓋垂をはね上げるようにして上咽頭まで拭うのがよい。

3) 綿棒を容器の液に浸し、柄を折り取ってキャップを確実に閉める。

4) 患者名、採取日を容器に記載する。(又は記載したラベルを貼付する。)

【添付書類】 ●→P32 別添6 別記様式1「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症及び指定感染症検査票 (病原体)」を添付

【検体提出に際しての聴取内容】

ア 年齢及び性別

イ 初診年月日

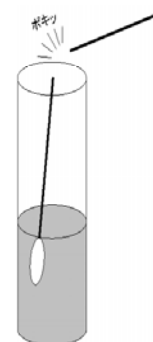
ウ 当該医師の住所 (病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地) 及び氏名

エ 要観察例の症例定義に合致しているかどうか

※ 検体の種類については、鼻腔洗浄液、鼻咽頭分泌液、うがい液、気管内吸引液なども使用可能であるが、現状では咽頭拭い液が標準とされている。

◆→専門家会議版「Ⅲ診断・治療ガイドライン」を参照

◆→「鳥インフルエンザに関する Q&A」(2006年12月版 国立感染症研究所感染症情報センター) を参照



### (2) 保存と輸送 (保健所)

1) 採取した検体は直ちに冷蔵保存 (4℃) する。

2) 検体 (一次容器) は緩衝材 (ペーパー等) とともにステンレス缶等の防水性、密封性のある二次容器に格納し、さらに保冷材とともにクーラーボックス (三次容器) に入れて、冷蔵状態 (4℃) で輸送する。

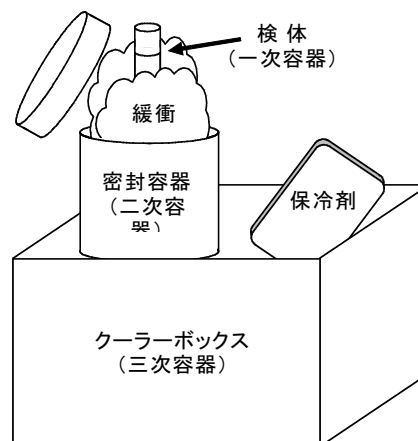
※ 二次容器には保冷材を入れないこと。

3) 検体輸送について事前に保健環境科学研究所へ連絡し、持参する。

【添付書類】 ①行政検査依頼書

②●→P32 別添6 別記様式1「一類～五類感染症及び指定感染症検査票 (病原体)」

③感染症サーベイランスシステム (NESID) 疑い症例調査支援システム 検査依頼表



### (3) 検査（保健環境科学研究所）

#### 1) 各班の編制

平常時から検査にあたる班編制を整備し、各自の役割を明確にしておく。

- ① 検査担当班：亜型の遺伝子検査等の検査を担当する。
- ② 事務担当班：関係機関との事務連絡及び調整を行う。

#### 2) 検査の実施

- ① 遺伝子検出法に必要な器具、試薬等を常備しておく。
- ② 保健所から検体を搬入するとの連絡を受けた場合は、直ちに検査できる態勢を整え、搬入後は速やかに検査を実施する。
- ③ H5遺伝子（亜型HA遺伝子及びA型特異的M遺伝子）の検査を実施する。  
検査結果によっては、H1及びH3亜型のHA遺伝子検査を実施する。
- ④ 検査結果は、薬事衛生課及び保健所へ報告する。
- ⑤ 検査の結果、H5遺伝子が検出された場合は、国立感染症研究所ウイルス第3部に連絡の上患者検体を送付又は持参する。
- ⑥ 保健所から患者（疑似症患者を含む。）発生届けの受理について連絡があった場合は、感染症サーベイランスシステム（NEAID）上で、入力されたデータを確認する。

#### 3) 検査担当者の検査技術の維持

- ① 発生時に検査が迅速に行えるように、検査担当者は定期的に検査を実施し、技術を習熟しておく。
- ② 薬事衛生課は、検査担当班の職員に検査技術を修得させるため、計画的に研修の確保を図る。